

卒業（修了）を予定している皆さんへ

—不要品廃棄について—

近年、卒業者等が残していく自転車や家電製品等が学内又はアパート周辺に**放置され問題になっています**。これから社会に出られるにあたり、下記の事項を厳守して、大学及びアパート周辺の環境を悪化させないようにし、新たなスタートを切りましょう。

「不要な自転車は・・・」



【後輩等に譲渡する場合】

島根大学生協又は最寄りの自転車店に出向き、登録抹消した自転車を譲渡すること。

【処分する場合】

①自分で処分する場合

防犯登録の登録抹消を島根大学生協又は最寄りの自転車店で行った上、粗大ごみの収集を松江市へ連絡し処分します。

②大学で処分する場合

必要書類「**所有権放棄及び処分依頼書**」をホームページよりダウンロードし、必要事項を記載の上、守衛室に持込むと、大学が皆さんに代わって処分します。

島根大学 TOP ページ→「大学紹介」→「環境への取組」→「EMS 活動」→「松江キャンパス EMS 関係」→「委員会からのお知らせ」

(https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/ems/ems_act/ems_matsue/ems_matsue05.html)



委員会からのお知らせ
QRコード

「家具等の処分は・・・」

【譲渡する場合】

- ①使えるものは後輩に譲るなど、できるだけリユースに心がける。
- ②島根大学生協学生委員会では毎年「Re - Use 市」を開催しています。

詳しくは「事前登録サイト」をご覧ください。

【処分する場合】

- ①松江市の粗大ごみ受付センター（0852-27-1570）へ連絡する。

（松江市 HP：<http://www1.city.matsue.shimane.jp/gomi/gomi/bunbetutodasikata/sodai.html>）

- ②**エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン**等は、家電リサイクル法又は資源有効利用促進法により、**家電量販店、専門業者等による回収が義務付けられています**。正しい手続きで適切に処分して下さい。



事前登録サイト
QRコード

★注意：キャンパス内のリサイクルステーションでは、小型家電・電子機器類、金属製品、古紙は回収していません！

※ 不法投棄は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。